

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 月 6 日

島根県立情報科学高等学校長 郷原 勝

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県立情報科学高等学校

D X ハイスクールプログラミング実習室 机・椅子等一式の購入

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和 7 年 2 月 2 8 (金)

(4) 納入場所

島根県立情報科学高等学校（島根県安来市能義町 310）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、令和 4 年から令和 6 年までの入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「文具・事務用機器類」、小分類「事務機器」）に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (8) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒692-8500 島根県安来市能義町 310
島根県立情報科学高等学校 事務室
電話 0854-23-2700

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和6年11月27日（水）午前11時から
- イ 場 所 島根県立情報科学高等学校 会議室
- ウ その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に令和6年11月20日（水）15時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回を限度とする。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立情報科学高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。